

《予防介護・日常生活支援総合事業 料金表》

R6.4.1～

(単位:円)

◎ 訪問型サービス

(1月あたり)

事業対象者・要支援1・要支援2	R6.3.31まで	R6.4.1から
週 1 回程度(4回/月を超える場合)	1172	1176
週 2 回程度(8回/月を超える場合)	2342	2349
週 3 回程度(12回/月を超える場合)	3715	3727

(1回あたり)

事業対象者・要支援1・要支援2	R6.3.31まで
週1回程度(月4回まで)	267
週2回程度(月8回まで)	271
週3回程度(月12回まで)	286

事業対象者・要支援1・要支援2	R6.4.1から
標準的な訪問型サービス	287
生活援助25分から45分未満	179
生活援助45分以上	220
短時間の身体介護	165

※ 初回加算(1月につき)

200

● 介護職員処遇改善加算 I (介護・予防共通)

別途合計に22.4%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

鈴鹿市は地区区分が(6級地)である為、上記表の単位数に10.42円を乗じた金額の介護保険負担割合証の記載してある負担割合が自己負担となります。

令和6年6月1日より

● 介護職員等処遇改善加算 I (介護・予防共通)

別途合計に24.5%相当の介護職員等処遇改善加算が加わります。

◎キャンセル料

(円)

30分	1,000
1時間	2,000

訪問介護のキャンセル及び振替については、利用日前日の17時までに連絡をお願いいたします。

※但し、急な体調不良や受診及び避けることのできない事情の場合は、当日の利用キャンセル料はいただきません。

※居宅介護計画に計画された提供時間分を30分単位でいただきます。